

小牧水源地詳細設計付紫外線処理施設建設工事

公募型プロポーザル審査要項

令和5年8月

四日市市上下水道局

小牧水源地詳細設計付紫外線処理施設建設工事
公募型プロポーザル審査要項

1. 審査の対象事業者について

本プロポーザルの審査対象事業者は、本上下水道局へ企画提案書を提出した応募者に限る。

2. 審査項目・配点について

(1) 第一次審査（書類審査）

○地域要件（評価点）	1点
○企業要件（評価点）	19点
○技術者要件（評価点）	10点
○価格点	20点

(2) 第二次審査（ヒアリング審査）

○技術提案（評価点）	40点
○ヒアリング（評価点）	10点

(3) 合計（総合得点） 100点

3. 審査について

「小牧水源地詳細設計付紫外線処理施設建設工事 プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、厳正な審査を行い、候補者を決定する。

4. 第一次審査について

- (1) 企画提案書の書類による第一次審査を行う。
- (2) 見積価格が予定価格を超えている場合は、失格とする。

5. 第二次審査について

- (1) 第二次審査は、以下のタイムスケジュールで実施する。
 - 準備（約5分）
 - 注意事項の説明（約5分）
 - プレゼンテーション（30分以内）
 - 質疑応答（約20分）
- (2) 出席人数は6名以内とし、現場施工期間の配置予定主任（監理）技術者がプレゼンテーション・質疑応答を行う。（評価対象は現場施工期間の配置予定主任（監理）技術者のみとする）
- (3) プレゼンテーションは提出された企画提案書の内容に沿った説明を行い、制限時間を厳守すること。
- (4) 追加、補足の資料提出は受け付けない。
- (5) プロジェクタ等を使用する場合は、事前にその旨を連絡すること。スクリーンは当方で用

意するが、プロジェクタ、パソコンは持参すること。

- (6) 定められた時刻に遅れた場合は失格とする。ただし、やむを得ない理由があると判断できる場合（災害等）は、委員会にて協議を行う。
- (7) 審査結果の通知は、様式集の様式7「プロポーザル審査結果通知書」にて、企画提案書の提出のあったすべての応募者に郵送及び電子メールにより通知する。
- (8) 審査結果について説明を希望する応募者は、通知書に記載された期日までにその旨を記載した書面を提出すること。なお、審査結果に関する異議等は受け付けない。

6. 審査方法について

「地域要件」「企業要件」「技術者要件」は、判断基準に基づき定量的に評価される。

「技術提案」「プレゼンテーション・ヒアリング」は、各委員の得点が異なるため、審査項目ごとに各委員の得点を平均し、平均点（小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求める）により採点とする。

「企業要件」「技術者要件」「技術提案」「プレゼンテーション・ヒアリング」による評価点と「価格点」の合計点である総合点数の最も高い応募者を候補者として決定する。（候補者が、2者以上ある場合は、技術提案で点数の高い応募者を候補者として決定する。それでも候補者を決しない場合は、価格点で点数の高い応募者を候補者として決定する。）

なお、技術提案の合計点が20点以下の場合は候補者になれないものとする。

また、第二次審査後、1位であった候補者が失格等となった場合、総合得点で2位の応募者が候補者となる。以降、候補者が失格等となった場合、次点の応募者が候補者となる。

7. 審査基準について

提案に対する評価点及び価格点は以下の評価項目及び評価基準により算出し、審査する。

(1) 評価項目等

評価点の算出に当たって、審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）は、表1のとおりとする。

(2) 評価点の算出方法

表2に示す5段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求める。また、提出された書類により判断できない場合は0点とする。

表1 審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）

評価分類	評価項目	評価内容	配点	判断基準					
				A	B	C	D	E	
地域要件	工事地域精通度	本店等所在地	1	市内に本店を有する	—	市内に受任者を有する	県内に本店又は受任者を有する	左記に該当しない	
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績（当該業種）	0.5	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は次式のとおりとする。 評価点＝配点×（工事成績平均－70）÷20 ※当該業種の工事成績平均が80点以上で満点 ※当該業種の工事成績平均が70点未満で0点 ※算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。					
	優良工事表彰	当該年度を含む過去5年間（平成31年度表彰～令和5年度表彰）の本市優良工事表彰の実績の有無	0.5	当該業種の工事における優良工事表彰の実績がある	—	左記業種以外で優良工事表彰の実績がある	—	優良工事表彰の実績がない	
	施工実績	平成20年度以降の同種・類似工事の工事施工実績の有無	10	評価点＝配点×工事施工実績件数（同種工事は1件、類似工事は0.5件）/5 （提出する工事実績は5件以内とする）					
	地域・社会貢献度		(ア) 障害者の雇用、法定雇用率の達成	2.5 【カフェテリア方式】 左欄の(ア)～(ケ)のうち最大5項目まで評価する。 (各項目は0.5点とし、最大2.5点)	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	—	—	—	法定雇用率を達成していない又は法定雇用義務はないが障害者を雇用していない
			(イ) 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の取得の有無		障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定（もにす認定）の取得がある	—	—	—	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定（もにす認定）を取得していない
			(ウ) 次世代育成支援活動実績の有無		就業規則等に育児休業制度の規定されている	—	—	—	就業規則等に育児休業制度の規定されていない
			(エ) 本市との災害協定の締結の有無		本市と災害協定を締結している	—	—	—	本市と災害協定を締結していない
			(オ) ISO、M-EMSの認証取得の有無		認証を取得している	—	—	—	認証を取得していない
			(カ) 建設キャリアアップシステム導入の有無		建設キャリアアップシステムを導入している	—	—	—	建設キャリアアップシステムを導入していない
			(キ) 働きやすい職場環境の整備に係る取組み		ホワイト企業マークを取得している	—	—	—	ホワイト企業マークを取得していない
(ク) 継続教育取組み実績の有無			CPD(S)認定講習会の受講歴がある		—	—	—	CPD(S)認定講習会の受講歴がない	
(ケ) 若手技術者等の確保に係る取組みの有無	「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がある	—	—	—	「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がない				
	地元業者施工率	5	地元業者施工率が80%以上である	—	地元業者施工率が50%以上80%未満である	—	地元業者施工率が50%未満である		

評価項目	評価内容	審査内容	配点	判断基準				
				A	B	C	D	E
企業要件	安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	0.5	認証を取得している	—	—	—	認証を取得していない
技術者要件	施工実績	平成20年度以降の同種・類似工事の工事施工実績の有無	10	主任（監理）技術者として同種工事の工事施工実績を3件以上有する	主任（監理）技術者として同種工事の工事施工実績を1件以上有する	主任（監理）技術者として類似工事の工事施工実績を3件以上有する	主任（監理）技術者として類似工事の工事施工実績を1件以上有する	同種・類似工事の元請・JV工事実績がない
技術提案	主要機器の機種選定	主要機器の機種選定及びその特徴、選定の考え方を確認し、規模・能力・信頼性を評価する。 1) 紫外線処理設備 2) エアレーション設備 3) 次亜注入設備 4) 揚水ポンプ設備 5) 電気・計装設備	7	留意事項を踏まえた取組提案が極めて優れている	留意事項を踏まえた取組提案が優れている	少し工夫がある	標準的な記載のみで普通である	左記に該当しない
	既設設備への影響	工事中における既設設備への影響を低減する提案を評価する。 【提案は3点記載すること】	3	留意事項を踏まえた取組提案が極めて優れている	留意事項を踏まえた取組提案が優れている	少し工夫がある	標準的な記載のみで普通である	左記に該当しない
	セルフモニタリング	調査、設計、照査、施工管理等の体制及びセルフモニタリングに対する取り組み等の方針について評価する。【提案は3点記載すること】	5	留意事項を踏まえた取組提案が極めて優れている	留意事項を踏まえた取組提案が優れている	少し工夫がある	標準的な記載のみで普通である	左記に該当しない
	非常時対応	今回整備する設備における停電発生時、紫外線ランプ破損時、高濁度流入時等、非常時に対する機器制御、作業手順、技術サポートについて評価する。【提案は3点記載すること】	8	留意事項を踏まえた取組提案が極めて優れている	留意事項を踏まえた取組提案が優れている	少し工夫がある	標準的な記載のみで普通である	左記に該当しない
	日常管理の利便性	制御方式、運転操作性、日常点検方法・周期など日常管理の利便性について評価する。 【提案は3点記載すること】	5	留意事項を踏まえた取組提案が極めて優れている	留意事項を踏まえた取組提案が優れている	少し工夫がある	標準的な記載のみで普通である	左記に該当しない
	維持管理費用	紫外線処理設備、エアレーション設備、次亜注入設備、揚水ポンプ設備における下記費用を評価する。（物価上昇は考慮せず、現在の税抜価格で算出する） 1) 電気料金（単価は18円/kWhとする） 2) 保守点検費用 3) 部品交換費用	7	評価点＝配点×（全応募者の提案における最も低い維持管理費用÷各応募者の提案における維持管理費用）				
	カーボンニュートラル（実施）	紫外線処理設備、エアレーション設備、次亜注入設備、揚水ポンプ設備における日電気使用量からCO2排出量を算出し評価する。 （CO2排出係数は0.388 kg-CO2/kWhとする）	4	評価点＝配点×（全応募者の提案における最も低いCO2排出量÷各応募者の提案におけるCO2排出量） 本工事で太陽光発電等再生可能エネルギー設備を設置して発電する場合、計画発電量を計算上の日電気使用量から差し引く。				
	カーボンニュートラル（将来）	再生可能エネルギー設備を将来導入する計画に対し、計画発電量からCO2削減量を算出し評価する。	1	評価点＝配点×（各応募者の提案におけるCO2削減量÷全応募者の提案における最も高い提案CO2削減量）				
ヒアリング	専門技術力（ヒアリング）	技術提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを通じて現場施工期間配置予定主任（監理）技術者として、本工事に対する取組姿勢、技術力、コミュニケーション力を評価する。	10	極めて優れている	優れている	少し工夫がある	標準的で普通である	左記に該当しない
評価点 合計			80					

※ 表1の特記事項

• 本店等所在地について

受任者とは、四日市市請負工事入札参加資格者名簿で登録された受任者(支店又は営業所)をいう。
本店等所在地は、公告日現在における四日市市請負工事入札参加資格者名簿上の所在地で評価する。

• 工事成績について

当該業種とは、水道施設工事業または機械器具設置工事業をいう。
JVで受注した工事の工事成績評点を含む。

• 優良工事表彰について

当該業種とは、水道施設工事業または機械器具設置工事業をいう。
JVで表彰された実績も評価の対象とする。

• 企業要件の施工実績について

施工実績は公告日現在で完成していること。

同種工事とは、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注し、上水道施設または工業用水道施設において、紫外線処理設備で計画浄水量が10,000 m³/日以上の機械設備工事のうち、新設又は増設・改築・更新工事(ただし、補修工事、撤去工事及び仮設工事は除く)をいう。

類似工事とは、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注し、上水道施設または工業用水道施設において、紫外線処理設備で計画浄水量が5,000 m³/日以上の機械設備工事のうち、新設又は増設・改築・更新工事(ただし、補修工事、撤去工事及び仮設工事は除く)をいう。

• 障害者雇用の有無について

障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(43.5人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であること)を確認する。

上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。

• 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無

障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認を行う。

• ISO、M-EMSの認証取得の有無について

ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価する。
ただし、工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。

• 建設キャリアアップシステム導入の有無について

建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認する。

• 働きやすい職場環境の整備に係る取組みについて

「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースエール認定」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「えるぼし認定」のいずれかの認定があれば評価する。

- 継続教育取組み実績の有無について

継続教育については、雇用している技術者の CPD(S) 認定講習会の受講歴（当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和 5 年 6 月 1 日から過去 1 年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。）を確認する。

- 若手技術者等の確保に係る取組みの有無について

三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Web ページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価する。

- 地元業者施工率について

申告した地元業者施工率について評価する。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者（元請及び一次下請）の請負金額の割合のことをいう。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。

地元業者施工率が 50% 以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する（施工において最終的に応募時の判定基準未満になると減点対象となる）。なお、「機器費」は算定の対象外とし、「機器費」を除いた額で、地元業者施工率を算定する。

- 労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無について

労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001、JISHA 方式適格 OSHMS）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について評価する。

なお、工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。

- 技術者要件の施工実績について

主任（監理）技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間（工事を全面的に一時中止している期間を除く）において、完成日を含む 2 分の 1 以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、現場施工期間において、完成日を含む 2 分の 1 以上の連続した期間に従事した実績とする。

同種工事とは、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注し、上水道施設または工業用水道施設において、紫外線処理設備で計画浄水量が 10,000 m³/日以上の機械設備工事のうち、新設又は増設・改築・更新工事（ただし、補修工事、撤去工事及び仮設工事は除く）をいう。

類似工事とは、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注し、上水道施設または工業用水道施設において、紫外線処理設備で計画浄水量が 5,000 m³/日以上の機械設備工事のうち、新設又は増設・改築・更新工事（ただし、補修工事、撤去工事及び仮設工事は除く）をいう。

- 維持管理費用について

各設備は 20 年間使用するものとし、設備寿命が 20 年に満たないものは延命化または設備更新費用も維持管理費用に含むものとする。

また、電気料金の基本料金は考慮しないものとする。

- カーボンニュートラル（実施）について

再生可能エネルギー設備の設置範囲は本工事の施工範囲である新規取得用地のみとする。

構造物に再生可能エネルギー設備を導入する場合は荷重を提示し、構造物を荷重に耐えられる構造とすること。

C02 排出量の計算は小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで求めること。

C02 排出量が 0 以下の場合、評価点は満点とする。
- カーボンニュートラル（将来）について

再生可能エネルギー設備の設置範囲は新規取得用地のみとする。

構造物に再生可能エネルギー設備を導入する場合は荷重を提示し、構造物を荷重に耐えられる構造とすること。

C02 削減量の計算は小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで求めること。
- ヒアリングについて

原則としてヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任（監理）技術者になれない。

表 2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、極めて優れている。	配点× 1
B	当該審査項目について、優れている。	配点× 3 / 4
C	当該審査項目について、少し工夫がある。	配点× 2 / 4
D	当該審査項目について、普通である。	配点× 1 / 4
E	上記以外	配点× 0

(3) 価格点

価格点は、見積書の見積価格に対して以下のとおり算定して求める。

価格点 = 配点 × 最低見積価格 ÷ 見積価格

ただし、予定価格の 75% 未満の見積価格は、予定価格の 75% として価格点を算出する。